

指定金銭信託約款に係る暴力団排除条項の参考例

第A条（信託の終了事由）

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

①～③ <省略>

④ 第B条に定める解約（以下、「反社会的勢力の排除に伴う信託の終了」とします。）

第B条（反社会的勢力の排除）

(1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。

① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ。）、信託監督人その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合

イ. 暴力団

ロ. 暴力団員

ハ. 暴力団準構成員

ニ. 暴力団関係企業

ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ヘ. その他前各号に準ずる者

③ 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、信託監督人その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

イ. 暴力的な要求行為

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

ホ. その他前各号に準ずる行為

(2) 受益者の指定または変更もしくは受益権の譲渡、質入に際しては、第1項②のいずれかに該当する者、もしくは第1項③のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入れを行ってはならないものとします。

第C条（信託財産の交付）

(1)～(3) <省略>

(4) 反社会的勢力の排除に伴う信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項

において同じ。) から解約日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、前項に定める解約手数料と同額の解約調整金（ただし、信託契約日から解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。）を差引いた後の残額を、解約日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(5)～(9) <省略>

(10)信託の終了の際には、証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください（通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。）。

なお、第4項の信託の終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。